

中国帰国孤児問題への 国際社会福祉教育からの接近^{アプローチ}

小島 蓉子

はじめに

国連の専門機関である国際通貨基金(IMF)の調査によれば、1985年～1989年のわが国の国民総生産高はアメリカに次ぐ世界第2位、国民1人当りの生産高は世界第1位である。こうした豊かな日本の中にガルブレイス(John K. Galbraith)がその著、『豊かな社会』⁽¹⁾の中で指摘した「島の貧困」(insular poverty)、すなわち豊かな国の中にエアポケット状態に、全体社会から経済的、文化的に孤立した貧困状態がある。何が「島の貧困」現象として具体的に説明されているかは、国々によって異なる。現代のわが国でいえば、ホームレスの人々や文化適応以前の中国帰国孤児問題などはその代表的なものだといえる。

とりわけ中国大陸帰国孤児問題は、第2次大戦までのわが国の無謀な中国政策の結果が同胞の一部の人々に負わせた歴史のキズ跡の一つとしての生活問題でもある。

1 中国残留孤児の発生経過

何故中国大陸に日本人孤児が残されてしまったのか、という疑問を解くには、戦前のわが国の植民政策に遡るのほらなければならない。

第2次大戦(1941～1945)以前、わが国の植民地政策のもとで、中国東北部に居留していた一般邦人は、開拓団の27万人を含めて、155万人にのぼっていた。これら市民を守るべく派遣されていたのが関東軍であった。

第2次大戦末期、連合国軍が東南アジアを支配していた日本軍を破り、本土決戦が近づいて来た。

参謀本部は関東軍を中国本土から南方の防りに振り向けて、中国本土の邦人を無防備のまま取り残したのである。

1945年4月、ソ連は日ソ不可侵条約を一方的に破棄し、日本の敗戦を見越した上の計算で、8月8日には日本に宣戦、旧満州及び朝鮮に侵入して来た。民間人を守る軍隊のいない日本移住者の中の青・壮年らは、ソ連軍に捕えられてシベリア送りとなり、辺境地域に残された婦女子を中心とする邦人150万人は敵の只中で、終戦の日(8月15日)を迎えた。敗戦の翌日からは、反感の爆発による中国人とソ連兵の略奪と暴行に会い、邦人は着のみ着のまま日本に帰る船が出るであろう東南部に向かって逃避行を始めた。避難に当って鉄道沿線の者は鉄道を利用したが、中国奥地に植民していた多くの邦人は徒歩で何ヶ月もかかって生死の境をさまよいつつ避難しなければならなかった。その道程は、暴徒の襲来に会い、略奪、食糧難、伝染病に苦しみながらの逃避行であった。終戦の日から翌1946年5月までの越冬で、多数の凍死者も出た。また情報不足から流言飛語も飛び交い、進退極まって集団自決をする開拓団もあった。⁽²⁾

この間、両親や肉親と死別し、あるいは生き別れなどによって多くの孤児が発生した。中国各地にあった日本人の孤児院に収容された後、日本人会幹部の人などに伴われて帰国できたような孤児は幸であった。しかし大多数の孤児として生きのびることが出来た子どもたちは、親が逃避行の途中、子の餓死を見るのはしのびないと中国人の養親にあづけたり、親が病死したり、射殺されたり

して幼児だけが放浪中、養親に拾われたというケースである。生きのびた子らの中には愛情深い養親の許で育てられた子らもあり、反日感情が再燃した文化大革命の頃は、養親が孤児らの身元と日本名を隠し、ある時は転居までして日本人の養子を守り育ててくれたというケースもある。しかし養親の間を転々として、逆に自分の身元を知る人とも別れてしまっ、身元を知るすべもない孤児も多い。

2 日本政府による帰国孤児への引揚対策

1) 中国からの引揚げの方針

終戦と共に、中国のみならず東南アジアにいた在外邦人の帰国が開始した。中でも中国からの引揚げは、邦人の入植が中ソ国境地域に及んでいたところから、最も困難を極めた。引揚げ計画は、米軍代表と、中国東北保安司令官との協定に基づき、瀋陽及びコロ島に集結させた邦人を興安丸などの引揚げ船で海路、佐世保港に入港させるというものであった。

2) 前期集団引揚げ

(昭和21(1946)年5月～昭和23(1948)年8月)

最初の引揚げは昭和21年(1946)年5月14日で2,400人の邦人が帰国した。しかし彼らの殆どが着替えも持たず、引揚途中のわずかな食糧と自炊用の鍋類以外に所持品はなく、栄養失調の幼児の手を引いた悲惨な姿の人々が大部分であった。それでも早い船で帰国できた引揚者は幸運で、凡そ7万人の邦人が瀋陽の仮収容所に待機し、長期にわたる飢えと恐怖の逃避行の中で、体力を失い、病氣ななって、帰国を目前にしながら病死したという人々も多かった。昭和21年に始まった集団引揚げは以来進行したが、昭和23年(1948)年8月、中国本土に内戦が起きたことで帰国は一時中断される。蒋介石総統の率いた国府軍が中共軍と交戦し、翌1949年には蔣介石軍が台湾に退避させられ

て、毛沢東を首席とする中華人民共和国が昭和24(1949)年10月に成立したのである。

内戦以来、昭和27年(1952)までの間は、ごくまれな個別引揚げ^(脚注1)を除き邦人の集団引揚げは中断され、更なる残留が余儀なくされた。

当時の残留邦人は約3万5,000人と推計された。それらの人々は、中国の軍関係の業務に必要とされた人、戦犯関係者、自活の手段を失い、中国人の妻になった日本婦人たち、合わせて約4,000名、その中に現地民に託された子どもたち約2,500名が含まれていた。

3) 集団引揚げの再開(昭和28(1953)年～現在)

昭和27(1952)年12月、国力を回復した中華人民共和国はアジア太平洋地域平和会議の場として北京を提供した。同年同月に又、中国政府は、ラジオを通じ、今だ約3万の日本人が中国に残留しているの、船の用意をし、日本の民間団体の代表が中国紅十字会と話し合うならば、帰国を認めると伝えてきた。

日本側は、日本赤十字社、日中友好協会、日本平和連絡会が中国政府と交渉の結果、昭和28(1953)年3月23日には集団引揚げを再開させた。同年10月までの7ヶ月に2万6,000人余りの人々が帰国した。その後、同年11月から引揚げが再度中断されるが、日本赤十字社などの民間機関の交渉努力で、引揚げは断続的に行われ、昭和33(1958)年7月までに集団引揚げは一応の終結を見た。

(脚注1) 個別引揚げとは中国残留期間中、民事、刑事上の紛争を起したことがないことが確認され、居住地から出境地及び日本までの旅費、滞在費用を個人で負担出来ると判明した個人引揚者のことで、約100人前後と見られた。

3 未帰還者の調査と孤児の肉親捜し

未帰還者援護の政府担当部門は、厚生省援護局である。だが、未帰還者の数の把握は、海外在留邦人の記録が旧軍人組織と比べて正確に整備されていなかったことと、敗戦による混乱の中で邦人名簿が散逸したり、登記事務に関していた現地の邦人自身も行方不明になるなどの事情から正確な数の把握は不可能であるとのことである。

しかし昭和25(1950)年5月1日、国連にわが国が提出した未帰還者統計によれば次の通りである。

(1950.5.1 現在)	
生存資料のある者	53,948人
死亡した者	158,099人
生存不明の者	26,492人
計	238,539人

終戦以来、軍人、軍属については各々の復員官署が、一般邦人については外務省が調査を進めて来ていたが、昭和29(1954)年4月からは、厚生省が未帰還者の情報を一元的に統合することになった。その新しい行政機関である厚生省援護局が明かにした昭和29(1954)年5月1日現在の生存者は、終戦4年を経ると更に減少して、52,169人になったと報告している。

この中に、生存はしていても幼児期に親や肉親と生き別れて、身元の判明しない中国残留日本人孤児が含まれているのである。

1) 中国残留日本人孤児の肉親捜し

昭和47(1972)年まで日本と中華人民共和国との間に正常な国交が成立していなかったため、集団引揚げからもれた残留邦人の身元調査は、戦後27年を経ても本格的に行われて来なかった。

しかし、昭和46(1971)年、中華人民共和国が国民政府(台湾)に代って、正式に国連加盟を果し、

ニクソン大統領が訪中するなど、中華人民共和国が国際政治の中心に台頭し始めた。わが国では田中首相が北京に赴いて、共同声明に調印、昭和47(1972)年9月29日より日・中の国交が正常化されるようになった。

この共同声明の調印を契機に、日本政府は中国における未帰還者の調査にピッチをあげるようになった。わが国は昭和48(1973)年3月、未帰還者、戦時死亡宣告による除籍者、自己の意志によって中国に残留する希望者の名簿を中華人民共和国に外務省を通して渡すと共に、調査担当者も派遣した。

また昭和49(1974)年の日中航空協定の調印で東京・大阪と北京・上海間に航空機の相互乗入れが実現するのに先がけて、昭和48(1973)年には中国残留邦人の一時帰国(里帰り)旅費を国が全額負担することが制度化されたことから、帰国者が増加し、調査究明も促進された。

この機運の中で、戦争中又は戦争直後に生れ、ソ連参戦以降の混乱の中で保護者と生別又は死別して、身元を知らないまま、現地で成長した中国残留孤児の間から「私は誰れか」、「自分の父母は誰なのか」、「自分の名前は何なのか」、「きょうだいは日本にいるのか」、などという調査依頼が手紙や口頭で在北京、日本大使館、厚生省、都道府県、などに多数寄せられるようになった。

日中関係の雪どけ気運の中で、「中国残留日本人孤児の肉親捜し」という新しい課題がクローズアップされるようになってきたのである。

そこで厚生省では、調査に当たって、「中国残留日本人孤児」の概念を定義する必要が生れ、そこで規定された条件が次のものである。

肉親捜し調査の対象となる

中国残留日本人孤児の条件

- (1) 戸籍の有無にかかわらず、日本人を両親として出生した者であること。

- (2) 中国東北地区などにおいて、昭和20(1945)年8月8日(ソ連参戦の日)以降の混乱により、保護者と生別又は死別した者であること。
- (3) 終戦時の年齢が概ね13才未満の者であること。
- (4) 本人が自己の身元を知らない者であること。
- (5) 当時から引き続き中国に残留し、成長した者であること。

2) 身元調査とその方法

幼い頃、肉親と離別した孤児は、自分の名前も父母の名前や住所などを覚えていないため、あるいは記憶が曖昧だったり、本人たちを育てた養父母も、本人の身元を知らないなどのため、調査の方法は、(a)公開調査と、(b)訪日調査によることになった。

a 公開調査

公開調査は報道機関の協力を得て、昭和50(1975)年3月の第1回調査から昭和56年1月まで、計9回実施し、昭和56(1981)年3月に訪日調査が始まるまでに166名の身元が確認された。

b 訪日調査

これまで報道機関の努力と、公開調査により身元判明を促進させてきたが、敗戦の日より年を重ねるにつれて身元の解明は難しくなって来た。一方、中国にあって、「肉親が日本に健在ならば再会したい」、「祖国を一度でもいいから見たい」という孤児たちの願いが益々高まって来た。そこで本人たちを日本に招いて「自分の子、肉親ではないか」と思う人々と直接に対面すれば、より確かな身元判明につながる手がかりが得られよう、という計いで、昭和56(1981)年3月より、第1回の訪日調査が厚生省と中国政府と関係機関の協力によって実現されるようになった。

各回凡そ2週間の日本滞在期間中になされることは、(a)個別事情聴取、(b)関係者との対面調査、必要に応じて、(c)血液検査、(d)コンピューターによる検索が行われる。

2週間の滞在期間中も調査の他、祖国の名所の見学、身元の判明した孤児には個別に血縁者の家庭訪問も含まれるというプログラムが組まれた。(次のサンプル日程参照のこと)

中国残留孤児の訪日日程 (第1回の事例)

日時	曜	日	行 動	宿 泊	
3 月	2日	月	1 北京発 8:00 → 14:35 成田着 成田発 → 宿泊施設着 (CA927便)	国立 青少年 総合セ ンター 記念 (東京 都渋谷 区代々 木1号 神園町 3番)	
	3日	火	2 滞在中における調査方針等の説明 関係機関表敬訪問		
	4日	水	3 個別事情聴取		
	5日	木	4 (本人から直接事情聴取)		
	6日	金	5 施設等の見学(東京都内)		九段会館
	7日	土	6	国立 青少年 総合セ ンター 記念	
	8日	日	7		
	9日	月	8		
	10日	火	9		
	11日	水	10		
	12日	木	11		
	13日	金	12		
	14日	土	13	東京発 → 京都着	(京都)
	15日	日	14	施設等の見学(京都市内)	(大阪)
	16日	月	15	大阪発 11:15 → 14:50 北京着 (JL783便)	
	備 考	1	訪日孤児と関係者との身元解明のための面接調査は必要に応じて行なう。		
2		九段会館の住所 東京都千代田区九段南1丁目6番5号			

(資料出所) 厚生省援護局

表1 訪日調査における判明率の推移

平成3年2月現在

区 分	訪日人数	うち判明	判明率
第1次(昭56.3)	47人	30人	63.8%
第2次(昭57.2~3)	60	46	76.7
第3次(昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次(昭58.12)	60	38	63.3
第5次(昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次(昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次(昭60.2~3)	90	39	43.3
第8次(昭60.9)	135	38	28.1
第9次(昭60.11~12)	135	33	24.4
第10次(昭61.2~3)	130	36	27.7
第11次(昭61.6)	200	77	38.5
第12次(昭61.9)	200	62	31.0
第13次(昭61.10~11)	100	32	32.0
第14次(昭61.12)	42	14	33.3
第15次(昭62.2~3)	104	28	26.9
昭62-1(昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2(昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1(昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2(平元.2~3)	57	9	15.8
平成元年(平2.2~3)	46	12	26.1
平成2年(平2.11~12)	37	4	10.8
計	1,763	624	35.4

(資料提供) 厚生省援護局

平成2(1990)までに訪問調査は21回行われ、1,763人の来訪者中、624人の身元が判明し、判明率35.4%となった。(表1参照)

孤児問題は国策によって戦争中を中国に在住したばかりに、自己のアイデンティティも家族のつながりも奪われている一部の邦人の人権剝奪問題である。それ故に公民あげて、その解決に当らなくてはならないという緊急性にかんがみ、昭和57(1982)年3月、厚生省社会局の諮問機関として「中国残留日本人孤児問題懇談会」が設立された。数回の論議の末、総合的な孤児対策に盛り込まれた政策は次のことがらを骨子とした。

- (1) 肉親捜しの計画的な推進
- (2) 中国に残る養父母などの扶養費援助
- (3) 養父母や中国社会に対する感謝の表明
- (4) 帰国者センターの設置など帰国者の促進化運動

- (5) 身元の判明しない孤児の受入れ
- (6) 民間援助活動の推進

4 帰国と定住への援助

(国・都道府県による)

中国残留孤児とその家族が帰国するに当たっては、定住までのニーズにそぐ各種の援助が国、地方公共団体、民間にわたって提供される。(表2参照)

1) 帰国時の援助

孤児が日本に永住帰国又は一時帰国する際、厚生省は、(1)帰国旅費、出境地での滞在費、航空費、上陸地から落ち着き先までの旅費を支払い、(2)孤児が永住帰国する場合には、帰国後の当座の生活資金となる帰還手当(大人1人当り138,600円、小人69,300円)を支給する。1987年度からは帰還手当を自立支度金制度に改め、支給額の改善も計っている。また(3)日本語習得のためには、引揚者の各世帯にテープレコーダー、カセットテープなどを語学教材として支給している。

2) 中国帰国孤児定着促進センターへの入所

中国残留孤児が単身あるいは家族と共に帰国し、日本で生活を建て直そうとする場合には定住のためのサービス(ガイダンス、カウンセリング、日本語教育など)を伴う「中国帰国孤児定着促進センター」(以下センターという)といった施設の整備が必要とされる。

わが国で最初に設立されたのが、埼玉県所沢市に、昭和59(1984)年2月に開設されたセンターである。帰国孤児数の増加により、次の「表3」が示す通り今日では全国6か所となっている。

センターでは孤児の帰国直後から4か月間、初歩的な日常生活レベルの日本語と、日本の生活習慣についての集中的な集団研修が行われている。

落ち着き先は孤児の親族と判明された人々のいる地方となるもの多い。昭和61(1986)年度からは訪

問調査によっても身元がわからない孤児にも、帰国定住が認められるようになったので身元不明者のセンター入所も増加した。身元不明者の孤児には、帰国して凡そ3年間、日常生活面での相談相手となる身元引受人^(脚注2)をセンター入所中にあっせんしている。

センターに滞在して日本語学習のかたわら、落ちつき先での経済自立を援助するために、入所2ヶ月目から、「職業講話」として、日本の就職事情を理解せしめ、3ヶ月目からは「公共職業訓練所及び事業所見学」が始められる。

一方、将来の落ちつき先が決まり次第、各孤児の求職票を、センターを所轄する公共職業安定所が落ちつき先の安定所に送付して、スムーズな求職活動が出来るよう援助している。

3) 落ちつき先での援助

センターを原則として4か月で終了した孤児たちは、普通肉親や、身元引受人の住む各都道府県で自立生活に向けての第一歩を踏み出すことになる。

但し孤児達には生れて以来築いてきたインフォーマルな援助ネットワークが存在しないので、引きつづき国及び地方公共団体が落ちつき先での援助を継続することになる。

表2 中国帰国者に実施されている主な援護施策

所管	事業名
国 の 省 の 事 業	帰国旅費の支給
	帰還手当の支給
	語学教材の支給
	オリエンテーションの実施
	中国帰国孤児定着促進センターの運営
	中国残留孤児訪日調査
	生活指導員、職業訓練校協力生活指導員の派遣
	身元未判明孤児身元引受人制度
	職業転換給付金の支給
	特定求職者雇用開発助成金の支給
都 の 事 業	帰国子女研究協力校制度
	引揚子女教育指導協力員の派遣
	中国引揚者地域交流事業
	ガイドブック「生活日本語」の支給
	帰還祝金の支給
	引揚者一時宿泊所(常盤寮)の運営
	常盤寮日本語教室の設置
	中国帰国者相談通訳員の設置
	日本語教室運営の助成
	生活相談コーナー運営費の助成
業	生活相談員の派遣
	生活便利帳の配布
	都営住宅の斡旋、都公共住宅の推薦
	日本語指導事業の助成
	日本語学校の設置
	夜間日本語学校
	都立高校入試特例措置
	引揚子女学級(高校)の設置
	高等職業技術専門学校優先入校措置
	高等職業技術専門学校準備講習会

(資料提供：東京都福祉局)

表3 全国中国帰国孤児定着促進センター一覧表

名称(事業の実施団体)	年間受入れ能力	開設年月日
北海道中国帰国孤児定着促進センター (社会福祉法人 北海道社会福祉協議会)	10世帯(45人) (5世帯2サイクル 冬場閉場)	62.6.1
福島中国帰国孤児定着促進センター (社会福祉法人 福島県引揚者団体連合)	30世帯(135人) (10世帯3サイクル)	62.6.1
愛知中国帰国孤児定着促進センター (社会福祉法人 愛知県厚生事業団)	30世帯(135人) (10世帯3サイクル)	62.9.1
大阪中国帰国孤児定着促進センター (社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会)	40世帯(180人) (12~14世帯 3サイクル)	62.4.1
福岡中国帰国孤児定着促進センター (社会福祉法人 福岡県中国帰国者自立)	40世帯(180人) (12~14世帯 3サイクル)	62.7.1
中国帰国孤児定着促進センター (財団法人 中国残留孤児援護基金)	180世帯(810人) (60世帯3サイクル)	59.2.1
計	330世帯(1,485人)	

(注) 1サイクル=4か月 62.5月現在

(脚注2) 身元引受人は、日本国内に身寄りのない未判定孤児の帰国後の相談相手となるボランティアなカウンセラーである。それは孤児が借財した時の連帯責任を負う身元保証人とは異なる。身元引受人と国との契約期間は約3年間、この間月額1万3千円(1986年2月現在)の手当が支給され、全国に775人(内法人は75)が厚生省に登録されている。

A. 国の援助

a 厚生省

センターを出て落ちつき先に着いた孤児たちをフォローするために、国は厚生省が契約した生活指導員を、一方労働省は職業訓練校協力生活指導員を派権して生活相談に当らせている。

b 建設省

帰国者にとっての住宅問題は深刻である。国は都道府県を通じ、一般公営住宅の中に一定の枠を設けて、帰国者の優先入居を指導している。

c 労働省

引揚者の職業能力開発と就職促進のため、雇用対策法に基づく高等技術専門学校において、訓練を必要とする引揚後5年以内の引揚者には、「職業訓練手当」を支給する。一方中国引揚者等を雇用した事業主に対しては、賃金の1/2、中小企業には2/3(1972年以降)を、一年間「特定求職雇用開発助成金」として支給し、帰国者が雇用されやすいように配慮する制度を運用している。

d 文部省

文部省は孤児が定着する都道府県に協力して次の事業を行っている。それらは①地域住民と早く融合させるための地域交流事業、②引揚者子女教育研究協力校の指定、③中国語のわかる指導員に数校の小・中学校の受持制による巡回指導を委嘱し、教育の円滑化をはかるための引揚者子女教育指導協力者派遣事業の実施、④引揚者子女教育を担当する教員や学校への協力のため、引揚者子女教育指導教材の作成・配付、及び研修会の実施、⑤日本語教育を行う学校の設置と指導研修会の実施、⑥公立高等学校の入学選抜における特別措置への指導、それらには、入学定員の一定の枠の設定、通学区の弾力的取扱い、入学選抜方法や時期への配慮などが含まれる。

e 最高裁判所

身元未判明孤児の就籍(戸籍の作成)手続きのた

めの説明を最高裁判所、家庭局の担当者が、定着促進センターに出かけて実施する。

B. 地方公共団体の援助

4ヶ月にわたる定着指導を受けた孤児たちは、肉親や身元引受人のいる地域に分散して定着し、地元での援助を受けることになる。

地方公共団体によって、援助のプログラムは多少異なるが、主なものをあげれば次の通りである。

a 日本語教室の開催

b 一時宿泊施設の運営

c 生活相談室の開設(日本語の習得、就職、住宅、親族間のトラブル、戸籍の問題などの解決を援助するため)

d 高校入試における特別措置(特別枠の設置、入学試験での配慮など)

e 公営住宅への優先入居

C. 民間団体の援助活動

全国及び各都道府県の社会福祉協議会を始めとする民間団体、及び幾多のボランティア団体の活動は、帰国孤児の側に立つ必要不可欠のアドボカシー活動を展開している。その中の3つの代表的な団体のとりくみの概略を紹介することにする。

a 中国帰国者三互会(1982年設立)

中日友好のかけ橋を自認するこの会は3千人の会員をもち、訪日肉親捜しの時には中国語の出来る援護員を代々木の調査会場に派遣したり、帰国定着した時の相談相手としてもメンバーが日常的に活躍している。

b (社団法人)大阪中国帰国者センター (1984年設立)

日中友好手をつなぐ会の大阪支部から派生した援助団体で、肉親捜しを体験し、定着に成功した当事者を中心として組織され、きめのこまかい援助を展開することが特長の団体である。

c 中国残留孤児の国籍取得を支援する会

(1984年設立)

身元の判明しなかった孤児たちが帰国後、日本で生活していくためには戸籍を持つことが先決となる。この会は弁護士が中心となって、家庭裁判所で孤児に代って「就籍」という手続きを行うことが特長である。

かように、中国帰国孤児の祖国での定着には本人たちの努力もさることながら、彼らの周辺に、国・地方公共団体、民間団体などの援助組織がとり囲んでいることが理解されよう。

5 帰国孤児の異文化適応上の諸問題

— 若干のケース事例より —

いかに母国での援助が組織化されて来たとしても、成人に達するまで全くの中国人として生活して来た孤児たちが、難しい日本語を繰り、急速に母国の文化に適応していくことは、決してなまやさしいことではない。殊に帰国孤児の多くは中国の広大な農村地帯に住み、電気、水道、水洗トイレ等の生活便宜の無い生活習慣や衛生観念で、急激に日本の都会生活の只中に移り住むために、言葉の不自由さに加えて、日本の生活ルールは規制が強すぎて解放感が無く、多くのストレスをもたらすものとなる⁽³⁾。

中国帰国孤児へのケースマネジメントは国の指定する生活指導員や職業訓練校協力生活指導員や、教育面では引揚子女教育指導協力員などが当る。しかし、肉親や身元引受人のいる地域で生活を始め、仕事についても長続きしないとか、経済的に破綻してしまうたの場合、生活保護のケースとして、地元の福祉事務所のワーカーが、その生活を見守ることとなる。

次にあげるのは異国文化適応の過程で生じた帰国者家庭の問題状況の若干例である。

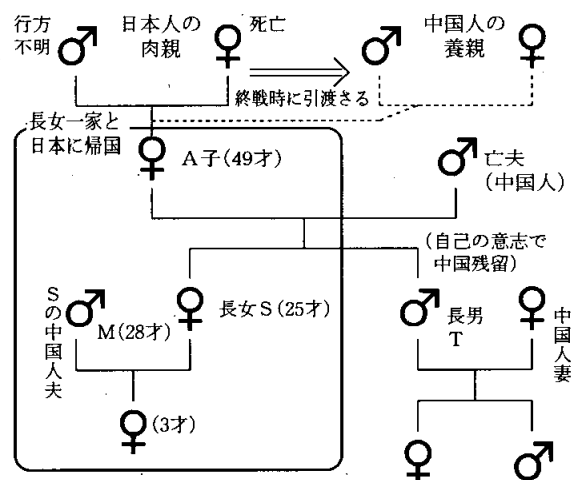
事例 その1

文化適応の差異が

家族メンバーを分裂させた家庭

A子(49才)の両親は開拓団民で、ソ連が参戦し直後1945年8月末、父親はソ連兵に連行されたままで行方不明である。母は当時3才だったA子をつれて避難の途中で病死、A子は養親の知人に拾われて幼児期を過ごす。だがその知人もA子が10才の時に事故死したため現在の養親のもとに引きとられてきた。養親が2度変わったため、引取られた時の事情や肉親の事情ははっきりわからない。A子の身元も未だ判明しないが、日本人であることだけは確かであるので、日本への永住を希望する娘(S)一家と共に永住帰国した。

A子は20才で中国人と結婚して長男T(27才)と長女S(25才)の2児をもうけた。夫は数年前に病死したので養父母の許しをえて、日本にあこがれをもつ長女(S)とその中国人の夫(M)と1人の孫(3才)をつれて日本に帰ってきた。



A子は日本人として誇りをとり戻して、日本語の学習も上達した。中国人の父親よりもA子によく似ている混血の長女・Sは、あこがれの日本の

生活によくなじんで、日本語の上達が早かった。

一方、一家の中で次第に疲れを見せるのはA子の娘婿のMである。Mは義母・A子とSの説得で日本に来ることになったが、自分は生粋の中国人、日本に来てから2年しても、日本語は覚えれない。中国でやっていた農業の仕事は、日本にない。新しい技術を習うと言っても、機械工、印刷工と、神経を使うものばかりで何も身につかない。

A子は祖国に安住の地を見出し始め、娘・Sは片ことの日本語ながら、孫をA子に託して、近くの縫製工場に元気で通う。この中でMのみがノイローゼ気味に落ち込んでいき、28才の若さなのに過去のくり言ばかり言い、友人が1人も出来ず、酒におぼれるようになった。Sの娘(3才)にとってMの父親としての存在は良い影響を与えないということもあって、Sの夫への愛情は遠のいていく。

A子と娘・Sが、Mをどれだけ引き立てようとしても、深い一家の亀裂を修復することが出来なくなり、離婚の瀬戸際に立たせられている。一家は移住して間もない日本で、2国間の法律のからむむずかしい離婚の危機に直面している。

事例 その2

食事マナーの違いから

肉親の間にも生じた不和

Hは、訪日調査の末、やっと叔父とめぐり会えた。Hの亡父より2才年下の叔父はHをみて「兄貴にそっくりだ」と大喜びし調査団が中国に帰る前に、M市のわが家に招いて、妻や子どもたちにHを引き合せることになった。Hを自宅に迎える日の叔父の家の食卓はごちそうで一杯、孤児Hとの団らんが始まった。

ビールで乾杯し、片ことの中国語ながらHと叔父は話に夢中になっている。しかし中国語ばかりで通訳のいない団らんの中では、血のつながりのない叔父の妻も、息子、娘たちも会話からは取り

残され、いや応なしに観察者にならざるをえない。

Hは、日本で初めて叔父の家でゆっくり一泊し、将来、一家をつれて日本に帰って定住するのだという抱負にもえて、仲間と共に中国に帰っていった。

Hの帰った後、叔父はやっと安心したものの妻も子も浮かぬ表情。妻は夫に「Hのような、あんな行儀の悪い親戚が近くに來られてはたまらない!」、娘は「変わった親戚の子が急に來てはいや」ともいう。

神経質な妻は、Hが汁を入れたままお碗を手に持たず、テーブルの上に置いたままで体をかがめて「ゾーゾー」とすすする。おかずの食べかすを食卓中に平気で散らかす。取り箸があってもそれを使わず自分が舐めた箸を使ったり、ひとに取ってあげたりする。お代りのお茶碗に箸を立てたりする。口に食物を一杯入れてしゃべる。すべてが気持ち悪く、きたならしく感じたのである。

叔父はあれが「中国式なんだ」と妻に言い、「日本に來ればすぐそんなくせはなおるさ」と家族には言ったものの、中国人の全く気にしない日常生活のくせが、Hへの叔父一家の心を遠く、冷たく引き離してしまったことに、善意の叔父は後で気づかせられたのである。

文化風土の差というものは、一時的には見すごしていても、それが日常生活となり、自分の生活に奥深く入って來ると、気にさわり始め、対人関係の深い溝を作ることにもなることを知るべきである⁽⁴⁾。

6 帰国孤児の異文化適応過程

中国帰国孤児は生れて以来、日本文化に無縁であったわけであるから、帰国して面と向かう日本文化に対しては全く新しい学習をして適応していかなければならない。それが一般的にはいかなる

過程をたどるかを訪ねてみることにしよう。

第1段階 憧憬期

祖国の国際的地位と自己のアイデンティティとは相関関係にある。日本が敵国視されていた頃の中国社会で日本人と名のり出することは肩身の狭い、情けないことであつたに違いない。しかしわが国が世界経済をリードして、中国をかえり見る立場になってきた時に見る母国は、中国残留孤児に安心と憧憬さえも与えることができる。ましてや孤児たちが未だ見ぬ国、日本に着いてみれば、清潔な空港、立ち並ぶビル、魅力的な商品のあふれるデパート、活気のある町。孤児たちは中国の農村との文化的な差に信じがたいほどの驚きを抱くに違いない。

来日して日の浅い中は、環境の目新しさに驚き、中国語でねぎらったり、案内してくれたりする係官や、ボランティアの親切さに感動することの連続で、日本に対する批判や苦情をさしはさむひまもない。つまり来日して間もない時期はすばらしい母国との「蜜月期」だとも言える。

第2段階 現実ショック期

帰国孤児たちは、日本の現実に深くふれる機会もなく憧憬期のまま一時帰国を終え、移住の準備をして再度日本を訪れる。又ある孤児たちは、帰国時から永住が始まることになる。何れのケースでも第1段階を経て、いよいよ住み始めるに当たって4ヶ月を、中国孤児定着センターで過ごすことになる。ここでの生活の目的は、一日も早く日本の社会に定着し、日本語を学び、日本の文化・風習を身につけ、将来の定住先を見つけて、仕事の準備をすることであるから、学習プロセスは、成人になってからの適応能力にとっては相当タフな挑戦となる。これまで大陸で広い土地の、広い家に住んでいた一家が、大人・子供、凡そ4～5人で、8畳一間に寝起きしなければならない。沢山の家族が1つの台所や、共同浴場を使うために、

仲間とのラブルも起きる。

使ったことのないガス、洗濯機、水洗トイレの使い方でセンターの職員から注意を受ける。つばを吐けばしかられる。勝手に放置してある自転車を公共のものと思って利用すれば、泥棒として警察につかまる。自炊のための魚、肉、野菜は、小さな量でしか買えない上に、その価格は中国の10倍も20倍もする。日本人と同じ顔の大人が使う下手な日本語を近所の人々が、何だか冷笑するようにさえ感じられて、孤児らのプライドは次第に傷つけられていく。

こうした驚きと制約が何度も度重なる中に孤児たちは「何と日本はせせこましくて、冷胆な人々ばかりいる国なんだろう」と落胆する。

現実を知るにつけ、日本社会の圧力、他人を見る目の厳しさに、失望も生れる。又時には欲求不満の吐け口を、一番孤児の身近かにいて考えてくれるセンターの職員をつかまえて、ぶちまけてしまうということも起って来るのである。

欲求不満を派手に職員や家族同士の間で噴出させることもある一方、問題が内向して、ノイローゼになったり、日本語学習拒否になったり、ある場合は、それが心身症的な不眠、消化不良、動悸切れ、ノイローゼのような症状になって表出される場合も起って来る。

さきあげた事例その1のM氏は、そうしたケースの代表的なものである。

第3段階 退行期

現実ショック期に至った場合でも「外見はよい社会でも住めば問題も見えて来るもの」と達観して克服できない人の場合、退行現象が現れることもある。人によっては、日本に帰って来たことを後悔し、中国の生活の方がよかったと過去をなつかしんだり、前向きに適応せずに、何もしないで周囲の人々が気にしてくれるのを一方的に期待する人など、発達した自我を放棄し、自我を退行さ

せる場合も出て来る。

第4段階 現実受容期

一度現実の試練の中で相当に落ち込んだとしても、健康な自我が残されていれば、適応に困難をしている自己を受け入れ、自己の限界の中で自分に出来ることを求め始める。文化の違いがお互いのイライラを生む原因にもなるかと自分を客観視する場合もある。また、無駄使いの多い日本人よりも、限られた資源で大きな利益をあげられる中国人の生活の知恵に自信をもったり、仲間の結束力を生せれば、帰国孤児も連帯の力で生活の危機を切り抜けていく見通しをもちうることもある。かように、「居直り」とまで行かないまでも、自らを受容し自己を現実の中に再定位させる時期を「現実受容期」と呼ぶことができる。

第5段階 自立に向けての適応期

身元引受人のいる地方で公営住宅などを与えられ、ある人々は生産工場や商店などに働く場を見出し、幼い子どもたちも学校に通う頃ともなると、接している近隣、勤め先などで接する日本人の気心が理解出来るようになる。物価の高い日本では新しい生活の必需品を一通り備えると貯えが全く無くなるという生活から脱して、一定の所得あるいは、生活保護費の枠内で生活が軌道に乗って来るにしたがって、帰国者に心のゆとりも生じて来よう。

生活保護費に支えられながらも、社会の一角に身をおく自らを見出して、心の安堵を覚える頃から、積極的な適応の時期は始まるのであろう。もちろん日本語学習のプレッシャーや子らの成長にしたがっての支出や進学問題など、生活課題は次々に出て来る。帰国者が健康な心であれば、次々に引き起される課題に対して社会資源の動員の仕方を拡大し、問題を対応能力⁶⁾の応用問題として処理していくようになる。

平均的な日本人に混じって生活し、その中で中

国文化の中に育ったが故の力量：例えば料理の技術、健康維持体操、小さな予算で上手に生活する知恵など何でも、「中国流は優れている」と感じてそれを誇りに思えるものがあるならば、また今の生活を通じて中国に残して来た養父や、日本呼び寄せに協力して下さった方々に感謝に気持が湧いて来るようになれば、それらを帰国者たちの適応段階を示すある種の指標と見ることも出来るであろう。

以上のような段階的な発達には、人々によって各段階を通りぬける時間に差があり、又その段階を示す兆候の現れ方も異なる。ある人は一定の段階に来て人に裏切られたと感じたり、自己管理の力を失って、心・身の病気に苦しむ場合も起る。

帰国者の援助に当っては、中国社会でこれまでの学習して来た孤児たちの生活習慣、価値感、行動の基準などを知った上で、必要な援助をタイミングに合せて提供していくことが大切であろう。⁶⁾

7 国際社会福祉教育における 中国残留孤児援助の意義

コネティカット大学のリン・ヒーリー博士と筆者とで行った国際社会福祉教育の調査⁷⁾をわが国の社会事業学校連盟に加盟する全大学に対して実施したところ、教育内容の中の最も重要なエレメントは人権(85.4%)と平和(77.1%)であるという結果が得られた。

帰国孤児の問題は、日本国内に出現した「内なる国際問題」であり、難民問題と並んで人権を語る上で、国際社会福祉教育の素材に最もふさわしいものと思われる。以下にその論拠を述べてみよう。

1) 人権問題としての孤児問題

人が自分のアイデンティティを求め、飢餓と恐

怖から自由になることは、国連の「国際児童宣言」も「世界人権宣言」も明かにしている基本的人権の内容である。

今日の豊かな社会の中では、社会福祉を学ぶ学生たちでも、絶対窮乏の何たるかを理解出来ない。そうした状況下では難民問題同様、孤児の幼児期体験そのものが日本の学生に教えるものが多い。初めて知る祖国の言葉、経済、社会の中で最底辺から出発しなければならない帰国孤児の存在は、そのまま人権内容の何たるかを教える素材を提供してくれるということになる。

2) 平和教育としての孤児問題

今日、壮年期にある孤児たちの少年・少女時代は戦争に踏みにじられたものだった。父をソ連軍に連行され、恐怖と飢えの中での逃避行の彼方に光は見えない。子が餓死するのを見るにしのびない若い母親は幼児だった彼らを中国人にあづけて自らも生死の境をさまよった人達である。中国人の養父母に大切に育てられた子らもあれば、何度も人手に渡されて、労働させられ、それに反抗すれば、焼け火箸を当てられた子らもあった。戦争が残留孤児から、親とその愛情を奪い、正常に発達すべき児童の権利を剝奪したのである。

人間らしく育つべき無防備の子らが、本人の罪によらずして、人類の十字架を背負い、その過去をもって今、帰国している。国際的な反目や、戦争が起きれば中国孤児問題と同類の児童問題がこの世界の、どこかに必ず生れるということをも帰国孤児問題は無言の中で教える教材なのである。

孤児問題の裏側に世界の平和問題があることをこの問題は示唆している⁽⁹⁾。

3) 異文化理解を促す帰国孤児問題

たとえ骨格や表情は日本人であっても、生れて以来獲得した孤児たちの心は中国の習慣、価値志向、精神構造の中で形成されている。表出される部分の共通性の故に、相手も日本人と同じ気持ち

で反応するのかと考えがちだが、それは誤解である。日々対面していると、生活指導に当たっているセンターの職員でさえ帰国孤児らの強い自我主張、血族意識、中央志向、利害関係などへの敏感さにショックを受ける⁽⁹⁾。

日本人同士の仲間意識や、仲間ならば何でも許されるという甘えは通用しない。帰国孤児らを別個の人格として尊重し、中国人の価値基準を知り、金銭感覚、物の貸し借りの様式や、倫理感への理解を学習して接することが大切である。

異なる文化の体現者としての中国帰国者ひとりひとりへの客観的認識の上に立ちながらも、日本での共通の生活問題を解く中で、人間的共感を築いていくことがソーシャルワーカーにも必要とされる異文化間コミュニケーションである。

中国帰国孤児と接していくことは、異文化理解の基本課題の上で行なわなければならない国際社会福祉教育の課題なのである⁽¹⁰⁾。

おわりに

中国帰国孤児問題を第36回国際社会福祉教育会議の論文発表部会でとりあげた時、それが国際的には殆ど紹介されたことのない日本国内の社会福祉問題であると知らされた⁽¹¹⁾。

それと共に、かような問題は今日の世界に展開する戦争：平和問題にかかわるさまざまな福祉問題のメタファー(比喩)であることも実感した。

本問題によって触発されて、もたらされた国際社会福祉教育の論議の焦点は他にも多い。

- インドシナ難民の北米移住問題
 - 香港の中国帰属に備える華僑人口移動と海外のチャイナタウンの変質問題
 - ソ連系ユダヤ人のイスラエル帰国問題
 - パレスチナや、クルド難民の国際移住問題
- などである。

何れも、共通の民族が他の文化圏から、戦争や政変によって、人々が生まれ育ったルーツを失い、他の文化圏に移動して生活リハビリテーションをはかるといいうモチーフである。

わが国の中国帰国孤児問題は、これら世界の各地に見る国際社会福祉問題との共通性と、又一方では日本の歴史の中の唯一の出来ごととしての独自性を主張している。

他の類似問題への関心の拡がりと共に、それら問題の中に内在する異文化適応のプロセス研究や、世界の移動人口の受入れ政策の比較研究、そして異文化間の価値葛藤を解明するための異文化間の行動研究など、本研究により今後の国際社会福祉教育研究の幾多の課題が見えて来たことは大なる収穫であった。又それと共に中国帰国孤児問題は、国際化時代の日本人⁽²⁾の責任性が問われる今日の同胞の生活問題の焦点であることを痛感するものでもある。

参考文献

- (1) ガルプレス, J.K. 鈴木哲太郎訳『豊かな社会』同時代ライブラリー11巻、(初著第4版) 岩波書店、1990年
- (2) 厚生省援護局編『中国残留孤児』ぎょうせい、1987年
- (3) 櫻井 尚『これでいいのか中国帰国者《異文化不適應症候群》』マイライフ社、1987年
- (4) 『入郷随俗—中国帰国者の日本社会への適応をめざして』全国社会福祉協議会編、1987年
- (5) 小島蓉子「ソーシャルワーク実践における生態学とは何か」『社会福祉研究』No46、鉄道弘済会、1989年
- (6) 厚生省援護局編『帰国孤児とその家族のための：生活指導の手引』1987年
- (7) 小島蓉子「国際社会福祉教育に関するわが国社会福祉教育界の現状と問題」『社会福祉教育年報 1988年度版』日本社会事業学校連盟、1989年
- (8) Frey, L. and Lane, T. Educating South-East Asian Refugees for Social Work Practices. Peace and Social Work Education. (Y. Kojima, & T. Hosaka, ed.) International Association of Schools of Social Work, 1986.
- (9) 中嶋嶺雄『日本人と中国人ここが大違い』ネスコブックス(ネスコ) 1986年
- (10) ジョン, コンドン著、近道千恵訳『異文化間コミュニケーション』サイマル出版会、1980年
- (11) Kojima, Y. Socio-Cultural Problems of Returnig Japanese War Orphan from China as a Critical Concern of International Social Work Education. Conference Paper at the 35th World Congress of International Association of Schools of Social Work, Lima, 1990.
- (12) 栗本一男『国際化時代と日本人』NHKブックス、日本放送出版協会、1985年

中国残留孤児問題とその施策の歩み

年 月 日	孤 児 問 題 と そ れ へ の 対 応	関 連 事 項
1945(昭20) 8. 8		ソ連の対日宣戦
1945(") 8.15	日本人孤児問題、大陸に発生	第2次大戦終結
1946(昭21)～ 1948(昭23)	前期集団引揚げ	この間の孤児調査は日本赤十字社と紅十字会の間で続行した
1949(昭24) 9.	内戦より中国からの集団引揚中止	
" (") 1 0.		毛沢東、中華人民協和国の主席となる(1949～59)
1953(昭28) 3.23	中国からの集団引揚再開	中華人民共和国成立宣言
" (") 8. 1	未帰還者留守家族等援護法(法161)公布	
1954(昭29) 4.	厚生省未帰還者情報の一元化をはかる	
1955(昭30) 5.10		日中貿易全面中断
1958(昭33) 7.	集団引揚終了	
1963(昭38)10. 4		日中友好協定正式に発足
1966(昭41)		紅衛兵旋風起る
1971(昭46)		中華人民共和国の国連加盟と国民政府の国連脱退
" (") 4. 7		中国訪日中のアメリカ卓球チームに訪中要請、「ピンポン」外交の開始
1972(昭47) 2.21		ニクソン大統領訪中
" (") 9.25		田中首相訪中
" (")9.29	中国国交正常化(北京で共同声明に調印)	
1973(昭48)10.31	中国在留邦人の一時帰国(里帰り)旅費を国が全額負担することを決定	
1974(昭49)		日中航空協定の調印
1975(昭50) 3.12	日本人孤児の身元調査のため報道機関の協力による第1回公開調査は終了(以降公開調査は昭和56.1まで9回)	
1976(昭51)		周恩来、毛沢東の死、 小平失脚、華国鋒新首相となる
1978(昭53) 8.12	北京で日中平和友好条約調印	
1981(昭56) 3. 2	第1回訪日調査開始、47名の孤児来日	
1982(昭57) 3.26	中国残留日本人孤児問題懇談会発足	
1983(昭58) 4. 1	(財)中国残留孤児援護基金設立	

年月日	孤児問題とそれへの対応	関連事項
1984(昭59) 2. 1	中国帰国孤児定着センター(所沢)の開所	
1984(昭59) 3.17	中国残留孤児問題の解決に関する口上書を日中両国で交換(養父母への孤児に代る日本政府の扶養費の送金等)	
〃(〃) 7.	中国政府及び東北三省政府孤児問題担当者を日本へ招待 (以降毎年交互に担当者の招待)	
〃(〃) 9.24		日中青年友好交流
〃(〃) 11. 6	(財)中国残留孤児援護基金が養父母を日本に招待 (以後毎年招待している)	
1985(昭60) 9.18		北京大学5,000人の反日学生デモ
1986(昭61) 4. 2	肉親調査にコンピューター・システム導入	
〃(〃) 5. 9	帰国孤児の養父母に対する扶養費に関する口上書を日中 両国で交換 帰国孤児1人につき1人分10,800元 (60元×12ヶ月×15年)を中国残留孤児援護基金より 中国紅十字会総会に送金	
〃(〃) 12.	中国帰国孤児定着促進センター(所沢)収容能力を拡大 (年間受入れ能力90世帯→180世帯)	
1987(昭62) 3.	第15回訪日調査を完了	
〃(〃) 11.	通算第16回より補充調査となり平成2年(1990)までに6回、 通算21回が行われる(「表1」参照のこと)	
〃(〃) 4. ～ 7.	北海道、福島、愛知、大阪、福岡に定着促進センターを設置、 年間受入能力の合計、150世帯となる(「表3」参照のこと)	
1988(昭63)	全国15ヶ所に自立研修センターを設置	
〃(〃) 10.25		上海の日本領事館にビザ待ちの中国人300人の座り込み、解決長引く
1989(平 1)	自立センターに就労相談員を各1名ずつ配置、一家全員、 病弱者家庭には支援通訳者を派遣	
〃(〃) 6. 4		天安門事件
	大学進学の見込みと条件を持った者には、4ヶ月の定着促進 センターの学習と、6ヶ月の自立研修センターの研修を 以って、大学進学の見込み課程と見なす旨、文部省が認め 官報に公示した	
〃(〃) 9月頃		中国やベトナムより擬装難民が 大量漂着

